

## 第2章 本市の環境の概況

本市の環境の状況は、公害関係法令による規制、高岡市環境基本条例、高岡市公害防止条例、公害防止協定等による各種施策の推進により、全般的に改善されてきているが、大気環境に係る汚染や自動車走行に伴う騒音など、今後さらに改善していかなければならない課題も残っている。

また、様々な産業活動や日常生活の中で利用されている多種多様な化学物質や、物の焼却などに伴い非意図的に発生する化学物質などによる新たな環境汚染への対応も含めた的確な施策を推進する必要がある。

さらに、地球温暖化防止対策など地球規模の環境問題について、行政、事業者、市民が、それぞれの立場で環境の保全に努めなければならない。

本市の環境の概況等は次のとおりである。

### 1 大気環境

大気は、私たちが生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むためには、きれいな空を守っていかなければならない。

本市内では、大気状況を把握するため、2局（うち1局は自動車排出ガス観測局）の大気汚染常時観測局により、常時監視が行われている。

二酸化硫黄の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和6年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

浮遊粒子状物質の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和6年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和6年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

二酸化窒素の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和6年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

光化学オキシダントの年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和6年度は観測中に環境基準を超える時間があり、伏木観測局で環境基準を超えていたが、「富山県大気汚染緊急時対策要綱」に定められた注意報などの発令はなかった。

一酸化炭素等の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和6年度は大坪自動車排ガス観測局において環境基準に適合していた。

酸性雨については、その実態を把握するため、雨水のpH等の測定を継続している。令和6年度における降水のpH年平均値は4.7(3.8～5.9の範囲)であった。

ダイオキシン類の大気環境調査は、市内2地点で実施した。その結果、年平均値は、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

## 2 水 環 境

水は、私たち人間はもとより地球上の生物にとって大切なものであり、毎日の暮らしに必要なだけでなく農業、工業などの産業活動を支える重要な資源である。

近年、主要河川の水質は工場排水に対する法規制のほか、公共下水道の処理区域の拡大や合併処理浄化槽設置の普及により逐次改善されてきた。

本市では、河川の水質の状況を把握するため、国、県の調査と併せて11河川18地点で水質調査を実施している。令和6年度の結果は、河川の汚濁指標であるBODがいずれの地点においても環境基準に適合していた。

地下水の状況については、県と連携して水質調査を実施しており、令和6年度は、全ての地点において環境基準に適合していた。

また、平成8年にテトラクロエチレンによる地下水汚染が判明した戸出町地内について継続調査を実施した結果、全ての地点において環境基準に適合していた。

ダイオキシン類の水質環境調査は、河川水2地点、地下水2地点で実施した結果、河川水、地下水について、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

## 3 騒 音

騒音は、各種公害の中でも日常生活に最も関係深いものの一つである。

本市では、法律や条例に基づき工場や事業場を指導するとともに、市内全域における環境騒音について調査を実施している。

令和6年度の環境騒音の測定結果は次のとおりである。

自動車交通騒音（地点評価）について、全ての時間帯で環境基準に適合していたのは、道路に面する地域10地点のうち全10地点（100%）であった。

自動車交通騒音（面的評価）について、昼夜ともに環境基準を達成していたのは、道路に面する地域のうち、当該地域内の全ての住居等6,623戸のうち6,536戸（98.7%）であった。

自動車交通騒音の実態を把握するため、主要道路沿いの10地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても自動車交通騒音の要請限度を下回っていた。

新幹線鉄道騒音について、県が県内沿線12地点で調査を実施した結果、5地点が環境基準を超過していた。なお、高岡市内では1地点で調査を実施し、環境基準を超過していた。

## 4 振 動

振動は、騒音と同様に各種公害の中でも日常生活に最も関係深いものの一つである。

本市では、法律に基づき工場や事業場を指導するとともに、道路交通振動について調査を実施している。

道路交通振動については、主要道路沿い10地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても道路交通振動の要請限度を下回っていた。

## 5 悪 臭

悪臭は、人に不快感・嫌悪感を与えるものであり、感覚公害の性格をもっている。

悪臭の発生源は工場・事業場における生産活動のほか、日常生活に伴うものなど多種多様である。

本市では、法律や条例に基づき、工場や事業場を指導するとともに、調査を実施している。令和6年度の調査結果は、工場・事業場9箇所に立ち入りし、いずれの工場・事業場においても規制値を下回っていたが、臭気発生の防止に努めるよう指導している。

## 6 地 下 水

本市は、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大な恩恵を受けている。近年は、工業用の利用はほぼ横ばいであるが、冬期間に道路や駐車場等の消雪用として地下水が多く利用されている。

本市では、観測井戸（市管理6か所、県管理5か所）を設置し、地下水位の観測を実施している。

地下水位の変動は全体的にはほぼ横ばいに推移しているが、降雪時には消雪井戸の密集する市街地において一時的に地下水位の低下が見られる。

また、県が平成4年度に策定し、令和5年度に改定した「地下水指針」に基づき、将来にわたっての地下水の保全・適正利用を図るため、県や関係行政機関と一体となって、地下水の合理的利用の促進、地下水保全、地下水涵養や井戸設置者に対する指導等の施策を進めている。

## 7 そ の 他

本市では、法律や条例による規制とは別に、本市と企業との間で公害防止協定を締結している。

## 8 調 査 結 果 等 の 資 料

この報告書の第2編 第1章 大気環境、第2章 水環境、第6章 地下水に関しては、本市における調査結果のほか、県及び関係機関等の調査結果を活用し、取りまとめたものである。